

小型特殊自動車の 申告をお願いします

農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、
農耕作業用トレーラ(スプレーヤ、マニユアスプレッダ等)、
フォーク・リフト、ホイール・ローダー等の
「小型特殊自動車」は、
車両を所有していることに基づいて課税されますので、
農地や工場内においてのみ使用されていて、
公道(道路)を走行しないものであっても
軽自動車税の納税義務が発生します。

現在、申告せずに車両を使用している方は、申告をお願いいたします。
申告には、車両の規格がわかるカタログや仕様書などの添付が必要です。

なお、当課による立入調査(税務調査)で、未申告の車両が確認されたときは
課税だけでなく、過料や罰金を徴する場合がありますのでご注意ください。

◆ 車両区分によってかかる税金

区分	小型特殊自動車	大型特殊自動車
軽自動車税	対象(軽自動車税の申告が必要です。)	対象外
固定資産税 (償却資産)	対象外	対象(償却資産の申告が必要です。)

◆ 小型特殊自動車の規格

規格	長さ	幅	高さ	最高速度(時速)	総排気量
農耕作業用自動車	制限なし	制限なし	制限なし	35キロ未満	制限なし
上記以外の小型特殊自動車	4.70m以下	1.70m以下	2.80m以下	15キロ以下	制限なし

◆ 届出先

区分	小型特殊自動車	大型特殊自動車
ナンバーの交付	帯広市 市民税課(軽自動車税担当) 川西支所、大正支所	帯広運輸支局(登録担当)
税の申告	帯広市 市民税課(軽自動車税担当) 川西支所、大正支所 ※ナンバー交付と同時に行います。	帯広市 資産税課(償却資産担当)
税率	農耕作業用のもの 年額 2,000円 その他のもの 年額 5,900円	

◆ 問合せ先

帯広市 市民税課(軽自動車税担当)
電話 0155-65-4119(直通)

道路運送車両法施行規則

発令 ：昭和26年8月16日運輸省令第74号
最終改正：令和7年5月26日号外国土交通省令第60号
改正内容：令和7年5月26日号外国土交通省令第60号[令和7年6月1日]

(自動車の種別)

第二条 法第三条の普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、別表第一に定めるところによる。

別表第一（第二条関係）

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
普通自動車	小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車			
小型自動車	四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。）にあつては、その総排気量が二・〇〇リットル以下のものに限る。）	四・七〇メートル以下	一・七〇メートル以下	二・〇〇メートル以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）及び三輪自動車で軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの			
軽自動車	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が〇・六六リットル以下のものに限る。）	三・四〇メートル以下	一・四八メートル以下	二・〇〇メートル以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が〇・二五リットル以下のものに限る。）	二・五〇メートル以下	一・三〇メートル以下	二・〇〇メートル以下
大型特殊自動車	一 次に掲げる自動車であつて、小型特殊自動車以外のもの イ ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレイカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 ロ 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 二 ボール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車			
小型特殊自動車	一 前項第一号イに掲げる自動車であつて、自動車の大きさが下欄に該当するもののうち最高速度十五キロメートル毎時以下のもの	四・七〇メートル以下	一・七〇メートル以下	二・八〇メートル以下
	二 前項第一号ロに掲げる自動車であつて、最高速度三十五キロメートル毎時未満のもの			